



# 税関保税ニュース 第7号

発行：門司税関監視部保税地域監督官

## 税関関係書類の保存期間について

みなさまの事務所へ訪問した際に「税関関係書類は何年保存すればいいの？」というご質問をいただきます。

今回は保税蔵置場等の倉主等及び通関業者、輸出入者としてそれぞれの税関関係書類の保存期間をまとめました。



### ●倉主等(指定保税地域、保税蔵置場)の関係書類保存期間 (関税法基本通達34の2-1(3)イ、関税法基本通達34の2-3)

#### ・保税台帳または電磁的記録(NACCS管理資料)台帳

2年または税関による保税地域の検査を受けた日まで。

届出蔵置場にあつては1年

#### ・搬出関係書類(輸出入許可書、承認書、届出等)

6か月または税関による保税地域の検査を受けた日まで。

電磁的記録を台帳とする保税地域にあつては保存の省略が可能。

※保税検査の際に保存されている資料で補完されることにより、適正に貨物管理が行われていることの確認がとれる事案がございますので、検査を受けるまでの間保存をお願いします。



### ●被許可・承認者(保税工場・飼料製造工場)の保存期間

(関税法基本通達61-3(10)、定率法基本通達13-23、暫定法基本通達9の2-24)

#### ・保税台帳

2年または税関による保税地域の検査を受けた日まで。

#### ・関係書類(輸出入許可(移入承認)書、承認書、届出等)

1年または税関による保税地域の検査を受けた日まで。

※指定保税地域、蔵置場と同様に補完された事案のほか、総量管理適用工場では社内の帳票、輸出入許可書等を保存することで保税台帳に代えることができることから、検査を受けるまでの保存をお願いします。



## ●通関業者(通関業を営む者)の保存期間

(通関業法第22条、同法施行令第8条)

### ・帳簿、通関関係書類: 3年

通関関係書類とは、

- ・通関業務に関し、税関官署又は財務大臣に提出した申告書等の写し
- ・通関業務に関し、依頼者から依頼を受けたことを証する書類
- ・通関業務に関する料金の受領を証する書類の写し

## ●輸出入者(輸出入を業とする法人及び個人)の保存期間

(関税法94条、同法施行令第83条)

### ・帳簿

輸出: 5年、輸入 7年

### ・関係書類(輸出入許可書及びインボイス等)

輸出入: 5年

### ・電子取引情報

電子取引を行った際の取引情報 (メール・チャット等を含む)

輸出入: 5年



## 税関手続に係る押印等の廃止について



税関では、一部の例外を除き、税関へ提出いただく書類への押印及び署名(以下「押印等」という。)を廃止しています。

合わせて本人確認等のために印鑑(印影)の届出を受け付けていた

- ・保税蔵置場における税関手続に関する委任状での印鑑(印影)の届出
- ・役員の異動に伴う印鑑(印影)の変更届出

等の受付を取りやめています。

詳細は右記QRコードより税関HPをご覧ください。



税関HP

### ◆通報先 門司税関密輸ダイヤル(24時間受付)

○フリーダイヤル 0120-461-961

○税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/moji/>

○メールアドレス [moji-hozei@customs.go.jp](mailto:moji-hozei@customs.go.jp)

◆相談先 門司税関監視部保税地域監督官

○TEL番号 050-3530-8387



門司税関HP